

新企画

育休後社員が活躍できる組織づくり

育休後コンサルタント **山口理栄**

第2回

妊娠の報告から 産前休業開始まで



今回のフレーズ

「意を決して報告した結果上司が喜んでくれたら、安心するとともにその後の話し合いもスムーズに進むことでしょう。」

報 告を早くもらう

育児休業は、一般的には半年ぐらい前から休業時期がわかるので、職場でも対策が取りやすいと言われていています。しかしそれは社員が妊娠したらすぐ会社に報告することを前提にした場合です。育児休業取得者がいることを人事がぎりぎりまで知らされず、直前になって手続きや仕事の引継ぎをあわただしく行っている会社もあるようです。人事が育児休業取得者とその時期を早

めに知るためにはどうしたらよいでしょうか。

法律では事業主に対して妊婦のための措置が各種義務付けられています。早く報告すれば、安定期前の大切な時期からこういった制度を利用することができ、安心して妊娠期間を過ごせるはずです。

しかし、職場に先例がない場合は特にこういった制度の存在は人事担当者も含め社員に知られていません。妊娠初期から使える制度があると知っていればもっと早く報告したのという声が聞こえてきそうです。

育児取得者がこれから増えそうな職場では、ただちに妊娠、出産、産・育休に関する制度の周知を徹底することが必要です。方法としては新入社員や中途入社の人に制度を説明、社内のイントラネットのホームページなどに掲載、管理職に周知、妊娠出産育児休業ガイドブックといった冊子を作り全社員に配布、などが考えられます。

妊 婦のための制度

法律で定められた妊婦のための規定を具体的に見てみましょう。

男女雇用機会均等法では事業主に対して、①妊産婦のための保健指導または健康診査を受けるための時間の確保、②妊産婦が医師等からの指導事項を守ることができるようにするための措置（通勤緩和、休憩時間の延長・増加、作業の制限、休業等の措置など）を義務付けています。

一方、労働基準法では、①産前・産後休業、②妊婦の軽易業務転換、③妊産婦等の危険有害業務の就業制限、④妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限、⑤妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限、などを義務付けています。

法律の規定以外に妊婦の支援制度や施策を拡充している企業では、①妊娠中の特別有給休暇付与、②出産準備などのための連続休暇、③産前産後休業の有給化、④マタニティ制服の導入、などを実施しています。

報告を受けた上司の対応

妊娠の報告を受けた上司には、まずは「おめでとう」と笑顔で祝福してほしいものです。報告する側はたいていの場合、上司や同僚に負担をかけることに負い目を感じ、迷惑な顔をされるのではないかと、という不安を抱えています。意を決して報告した結果上司が喜んでくれたら、安心するとともにその後の話し合いもスムーズに進むことでしょう。

報告を受けたら、予定日から産前休業の開始日を割り出して確認するとともに、育児休業取得の有無、取得期間の希望を確認します。退職を希望している場合は理由を確認し、退職か復職か迷いが見て取れる場合は、迷う理由について相談にのったり、社内の経験者を紹介したりするなどの支援を行います。

妊婦検診の日程（休暇が必要か確認）、妊娠期間中母体の安全のため業務内容の配慮をすべきかどうかを本人と相談します。必要に応じて前項で述べた制度の活用や社内の健康管理室の利用を勧めます。つわりや検診の結果などで体調に不安がある場合はいつでも相談できるよう、話しやすい状態にしておくことが大切です。

また、妊娠を他の社員に公表してもよい時期については本人に必ず確認し、それまでは人事以外には口外しないようにします。

報告を受けた後は内容を人事に伝え、本人の休業に備えて後任体制を整備するなど

の対応を開始します。人事はそれを受けて各種手続きの準備を行います。

なお、医師の診断を受けた女性社員から「母性保護管理指導事項連絡カード」が提出された場合適切な処置を講じる必要があります。

産前休業に入る前に

産前休業に入る前までに、次のことを本人と職場、人事の三者間で明確にします。①復職時期、②復職時の配属部署（基本は同じ部署）、③入園希望の保育園、④希望の園に入れなかった場合の代替案、⑤休業中の連絡先・手段、⑥会社からの送付物、⑦復職準備のためのセミナー・面談などの日程など。また、職場では管理者が引継ぎ項目と相手を把握し、完全に引継ぎが終わるまでフォローします。本人と引継ぎを受ける者が納得した形で産前休業を迎えられるようにしましょう。

やまぐちりえ／大学卒業後、大手電機メーカーにてソフトウェアの設計開発、製品企画に従事。2006年から2年間ダイバーシティ・マネジメント推進プロジェクトでリーダーを務める。コンサルティングファームを経て2010年6月より育休後コンサルタントとして独立。
<http://1995consultant.com>